参考様式第２号の１（第１１条関係）

**施工体制台帳**

　　年　　月　　日

[受注者名]

[事業所名]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業の許可 | 許可業種 | 許可番号 | 許可（更新）年月日 |
| 工事業 | 大臣　特定知事　一般 | 第　　　号 | 年 月 日 |
| 工事業 | 大臣　特定知事　一般 | 第　　　号 | 年 月 日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名称及び工事内容 |  |
| 発注者及び住所 |  |
| 工期 | 自　　 　　　　 年 月 日至　　 　　　　 年 月 日 | 契約日 |  年 月 日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約営業所 | 区分 | 名称 | 住所 |
| 元請契約 |  |  |
| 下請契約 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 |
| 事業所整理記号等 | 区分 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 元請契約 |  |  |  |  |
| 下請契約 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発注者の監督員名 |  | 権限及び意見申出方法 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 監督員名 |  | 権限及び意見申出方法 |  |
| 現場代理人 |  | 権限及び意見申出方法 |  |
| 監理・主任技術者名 | 専任非専任 | 資格内容 |  |
| 監理技術者補佐名 |  | 資格内容 |  |
| 専門技術者名 |  | 専門技術者名 |  |
|  | 資格内容 |  |  | 資格内容 |  |
|  | 担当工事内容 |  |  | 担当工事内容 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一号特定技能外国人の従事の状況（有無） | 有　無 | 外国人建設就労者の従事の状況（有無） | 有　無 | 外国人技能実習生の従事の状況（有無） | 有　無 |

|  |  |
| --- | --- |
| (記入要領) | 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は､その写しを添付することにより記載を省略することができる｡2 監理（主任）技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。3 専門技術者には､土木一式・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する｡（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる｡）4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は次の通り。① 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。② 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。 |

参考様式第２号の２（第１１条関係）

《下請負人に関する事項》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | 代表者名 |  |
| 住所 |  |
| 工事名称及び工事内容 |  |
| 工期 | 自　　 　　　　 年 月 日至　　 　　　　 年 月 日 | 契約日 |  年 月 日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可（更新）年月日 |
| 工事業 | 大臣　特定知事　一般 | 第　　　号 |  年 月 日 |
| 工事業 | 大臣　特定知事　一般 | 第　　　号 |  年 月 日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 | 加入　　未加入適用除外 |
| 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人 |  |  | 安全衛生責任者名 |  |
|  | 権限及び意見申出方法 |  |  | 安全衛生推進者名 |  |
| ※主任技術者名 | 専　任非専任　 |  | 雇用管理責任者名 |  |
|  | 資格内容 |  |  | ※専門技術者名 |  |
|  |  |  |  | 資格内容 |  |
|  |  |  | 担当工事内容 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一号特定技能外国人の従事の状況（有無） | 有　無 | 外国人建設就労者の従事の状況（有無） | 有　無 | 外国人技能実習生の従事の状況（有無） | 有　無 |

|  |  |
| --- | --- |
| （記入要領） | ・一次下請負人毎に元請人が作成する｡・二次以降の下請負人は､再下請負通知書で代えることができる｡ |
| （添付書類） | （建設業法施行規則第１４条の２第２項）・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し |

|  |  |
| --- | --- |
| （記入要領） | 1 主任技術者の配置状況について専任・非専任のいずれかに○印を付すこと｡2 専門技術者には､土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事をするために必要な主任技術者を記載する｡（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる｡） 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は、適宜、欄を設けて全員を記載する｡3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）①経験年数による場合1) 大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験2) 高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験3) その他②資格等による場合1) 建設業法「技術検定」2) 建設業法「建築士試験」3) 技術士法「技術士試験」4) 電気工事士法「電気工事士試験」5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」6) 消防法「消防設備士試験」7) 職業能力開発促進法「技能検定」4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。② 請負契約に係る営業所の名称について記載する。③ 請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加すること。④ 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。⑤ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。⑥ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。⑦ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。5 外国人建設就労者等の従事の状況の記入要領は次の通り。① 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。② 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。6 記載の対象は建設工事であるため、建設工事以外の契約（資材購入、機器賃貸、運送など）については記載不要。7 詳細については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を参照することができる。 |